

## 船舶事故調査報告書

平成26年5月22日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成25年9月9日（月） 10時00分ごろ
発生場所	愛媛県今治市 <sup>はかた</sup> 伯方港東北東方沖 伯方港一文字防波堤北灯台から真方位075° 1.3海里（M）付近 （概位 北緯34° 12.7′ 東経133° 09.3′）
事故調査の経過	平成25年11月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート <sup>くどう</sup> 工藤丸、5トン未満 270-32858愛媛、個人所有 6.39m（Lr）×1.69m×0.45m、FRP ディーゼル機関、66.20kW、昭和63年4月 B プレジャーボート <sup>めかり</sup> 布刈、5トン未満 271-27735広島、個人所有 5.41m（Lr）×1.98m×0.85m、FRP ガソリン機関、36.80kW、平成6年7月 C プレジャーボート <sup>マドンナ</sup> MADONNA、5トン未満 273-5926広島、個人所有 5.38m（Lr）×1.95m×0.87m、FRP ガソリン機関、44.10kW、平成4年2月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 66歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年11月30日 免許証交付日 平成21年4月8日 （平成27年3月8日まで有効） B 船長B 男性 69歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年7月8日 免許証交付日 平成21年11月5日 （平成27年10月22日まで有効） C 船長C 男性 66歳

	<p>二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定  免許登録日 昭和62年5月13日  免許証交付日 平成23年6月15日  (平成29年5月12日まで有効)</p>
死傷者等	なし
損傷	<p>A 船首部に擦過傷、右舷船尾部に設置されたスパンカーステーを切断、同ステー取付け台座に破損</p> <p>B なし</p> <p>C 右舷船尾ハンドレールに曲損、同ハンドレール基部に破損</p>
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、伯方港東北東方沖において、流し釣りをを行っている小型船群の中を潮上りのため、約2～3ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で手動操舵によって南西進中、船長Aが、前方に小型船を多数認めていたが、注意して船と船の間を航行すれば、衝突することはないものと思い、前方を見ながら航行した。</p> <p>船長Aは、ふと後方を振り向いたところ、右舷船尾至近にB船を認めたが、何をすることもできず、平成25年9月9日10時00分ごろ、伯方港一文字防波堤北灯台から真方位075° 1.3M付近において、A船の右舷船尾部に設置されたスパンカーステーとB船の船首部とが衝突し、続いてA船の船首部とC船の右舷船尾部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、伯方港東北東方沖において、流し釣りをを行っている小型船群の中を東方に流されながら釣り中、船長Bが、左舷方から接近するA船を認めたものの、右舷方から接近する釣り船の方が気になり、その船にB船から離れるように呼び掛けても、離れないので、その船から少し離そうと思って前進をかけたところ、B船とA船とが衝突した。</p> <p>C船は、船長Cが1人で乗り組み、伯方港東北東方沖において、流し釣りをを行っている小型船群の中を東方に流されながら釣り中、船長Cが、釣り上げた魚から針を外していたところ、右舷方至近にA船を認めたが、何もすることができず、C船とA船とが衝突した。</p> <p>船長Aは、海上保安庁に本事故の発生を連絡し、その後、A船が愛媛県上島町生名港に、B船が広島県尾道市中浜港に、C船が広島県三原市のマリーナにそれぞれ着いた。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 東、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.5m、潮流 東流約2kn</p>
その他の事項	<p>本事故発生場所付近では、約20～30隻の小型船が密集して流し釣りを行っていた。</p> <p>A船は汽笛があり、B船及びC船は汽笛がなかった。</p>
分析 乗組員等の関与	A あり、B あり、C あり

<p>船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B なし、C なし A なし、B なし、C なし</p> <p>A 船は、伯方港東北東方沖において、流し釣りをを行っている小型船群の中を南西進中、船長Aが、前方に小型船を多数認めていたが、注意して船と船の間を航行すれば、衝突することはないものと思ひ、前方に注意を向けていたことから、後方を振り向いた際、右舷船尾至近にB船を認めることとなり、B船と衝突し、続いてC船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、伯方港東北東方沖において、流し釣りをを行っている小型船群の中を東方に流されながら釣り中、船長Bが、左舷方から接近するA船を認めたが、右舷方から接近する釣り船に注意を向けていたことから、左舷方にA船が接近したことに気付いておらず、接近する釣り船から離そうと思って前進をかけたところ、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>C船は、伯方港東北東方沖において、流し釣りをを行っている小型船群の中を東方に流されながら釣り中、船長Cが、釣り上げた魚から針を外していたことから、A船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、伯方港東北東方沖において、小型船が密集して流し釣りを行っていた状況下、A船が南西進中、B船及びC船が東方に流されながら釣り中、船長Aが前方に注意を向け、また、船長Bが右舷方から接近する釣り船に注意を向け、さらに、船長Cが釣り上げた魚から針を外していたため、A船とB船とが、続いてA船とC船とが衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型船が密集して釣りをしている場所においては、常時、見張りを適切に行い、また、釣り場を移動する場合は、できる限り広い水域を航行すること。</li> </ul>